

交野市小中学校  
ホームページ CMS 調達業務

仕様書

# 目次

## 1. 基本事項

- (1) 事業名
- (2) 用語の定義
- (3) 目的
- (4) 履行期間
- (5) 運用開始までの想定事業スケジュール
- (6) 業務内容
- (7) 事業の対象学校数
- (8) 支払方法
- (9) 提出書類

## 2. CMS の構築要件

## 3. CMS の機能要件

## 4. 運用保守要件

- (1) 利用者向け操作説明会
- (2) 操作マニュアル
- (3) システム保守
- (4) 運用サポート
- (5) 学校統合対応

## 5. その他

- (1) 権利義務の譲渡等の禁止
- (2) 著作権
- (3) 機密保持
- (4) 調査等
- (5) 協議事項

# 1. 基本事項

## (1) 事業名

交野市小中学校ホームページ CMS 調達業務

## (2) 用語の定義

### ①新 CMS

本事業により調達する CMS のこと

### ②初期サイト

トップページの枠組みなど、ホームページ作成にあたっての初期フレームのこと

### ③作成者

各学校において、ホームページのサイトや記事を作成するもの

### ④承認者

各学校において、作成者が作成したサイトや記事の公開権限を有するもの

### ⑤学校管理者

各学校において、システムの運用管理を行うもの

### ⑥システム管理者

本市の新 CMS に係るシステム全体を統括的に管理するもの（教育委員会事務局の担当者）

### ⑦カテゴリ

サイトや投稿記事等を内容ごとに分類し格納できる「くくり」のこと

## (3) 目的

現在、交野市立小中学校では、学校ホームページをホームページ作成ソフトにより作成しているが、各校特定の端末1台からしか更新できないなど課題があることから、操作性の高い CMS を導入し、より見やすい学校ホームページの作成及び学校現場の業務環境改善を図るものである。

調達にあたっては、高齢者や障がい者などすべての閲覧者が見やすいホームページとするようウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016）に対応したものとする。

## (4) 履行期間

契約締結日から令和10年8月末日まで。業務ごとの履行期間は、以下のとおり。

業務内容	履行期間
構築業務	契約締結日 から 令和 5年8月末日 まで
運用・保守業務	令和5年9月1日 から 令和10年8月末日 まで

(5) 運用開始までの想定事業スケジュール

運用開始までの想定事業スケジュールは、以下のとおり。

内容	想定時期
入札	令和5年6月下旬
契約	令和5年7月上旬
システム導入・初期設定（利用者登録）・ 初期サイト構築・利用者向け操作説明会	令和5年7月中旬～8月上旬
データ移行・ホームページサイト作成	利用者説明会～令和5年8月末日まで
新HP運用開始	令和5年9月1日

(6) 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

- ①小中学校ホームページCMS（新CMS）の導入及び初期設定
- ②ホームページ移行に伴うサイト構築支援
- ③各種打ち合わせ、検討事項へのアドバイス、提案
- ④利用者向け操作説明会の開催
- ⑤システム保守
- ⑥運用サポート

(7) 事業の対象学校数

本事業において、新CMSの導入対象となる学校は、以下の13校である。ただし、令和7年4月以降は学校統合<sup>\*1</sup>により、学校数が12校（1校減）となる見込み。

No	施設名	住所
1	星田小学校	星田 3-33-4
2	郡津小学校	郡津 4-13-1
3	岩船小学校	森北 1-25-1
4	倉治小学校	倉治 1-15-1
5	妙見坂小学校	妙見坂 7-20-1
6	旭小学校	星田 4-18-1
7	藤が尾小学校	星田北 2-45-1
8	私市小学校	私市 9-5-10
9	交野みらい小学校	郡津 1-43-1
10	第一中学校	私部南 3-1-1
11	第二中学校	幾野 4-1-1
12	第三中学校	星田 8-67-1

13	第四中学校	天野が原町 5-65-1
----	-------	--------------

※1 上表 No 9 の「交野みらい小学校」と No 10 の「第一中学校」を統合し、義務教育学校「交野みらい学園（交野市私部 1 - 5 4 - 1）」を設置の予定

#### (8) 支払方法

運用・保守業務に相当する新 CMS の利用料は、受託者が発行する正当な請求書に基づき、各年度の利用料を当該年度の年度末に一括で支払うものとする。また、「1. 基本事項 (4) 履行期間」の表に記載の構築業務（新 CMS の運用開始までの業務）に要した費用は、令和 5 年度の利用料とあわせて支払うものとする。

ただし、令和 10 年度の利用料については、令和 10 年 8 月の利用期間終了後に、受託者が発行する請求書に基づき一括で支払うものとする。

#### (9) 提出書類

受託者は、本事業の遂行に伴い、本市に以下の提出物を提出すること。

No.	提出物	記載内容
1	構築業務スケジュール	新 CMS の構築完了までの作業内容及びスケジュール
2	構築業務完了報告書	構築業務の完了日等

## 2. CMS の構築要件

### ①小中学校ホームページシステム（CMS）導入及び初期設定

新 CMS の初期設定に必要な操作・設定作業は、受託者が行うこと。また、初期サイトの構築についても、本市及び各学校の要望を聞き取りの上、受託者が行うこと。

### ②ホームページ移行に伴うサイト構築支援

初期サイト構築後のホームページのサイトや記事等の作成並びに作成に伴うデータ移行等は、学校教職員又は本市職員（以下「学校教職員等」という）が行うものとする。受託者は、学校教職員等が行うサイト作成及びデータ移行にあたり、電話やメールでの支援等、必要な支援を行うこと。

### ③各種打ち合わせ、検討事項へのアドバイス、提案

運用開始までの初期設定や初期サイト構築にあたり、本市の求めに応じて、打ち合わせ等の対応を行うこと。新 CMS への移行に伴う検討事項や懸念事項が生じた際には、状況の改善に向けたアドバイスや提案を行うこと。

### 3. CMS の機能要件

本事業にて導入する新 CMS は、以下の要件を満たすこと。

No.	項目	詳細
1	サーバ・ネットワーク環境・クラウド	新 CMS に関するサーバ及びバックアップ装置を含む全ての機器は、本市の施設内に設置せず、データセンター等を利用したクラウドサービスによるものとする
2	サービス	新 CMS に関する機器・ネットワーク回線等の維持管理等一切は受託者が行うこと
3		サーバは、日本データセンター協会「JDCC」が策定した品質評価基準「ティア 4」相当レベルであること
4		各種機器の二重化やサーバ、ディスク機器等の冗長化構成により高信頼性を確保していること
5		SSL による通信の暗号化をしていること
6		ファイアウォール、IDS/IPS の設置による不正アクセスや攻撃対策をしていること
7		本市から要求があれば、バックアップデータからデータの復元を無償で対応できること
8	アクセス制限	アクセスを許可する IP アドレスを指定して、それら以外の IP アドレスから編集サイトを利用できないように制限できること
9	クライアント環境	作業 PC にソフトウェアのインストールが不要であること
10		ブラウザのみで作業ができること
11		以下のブラウザ全てに対応すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Microsoft Edge</li> <li>・ Google Chrome</li> </ul>
12	閲覧者環境	以下のブラウザ全てに対応すること <b>【PC】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Microsoft Edge</li> <li>・ Google Chrome</li> <li>・ Mozilla Firefox</li> </ul> <b>【スマートフォン】</b> iPhone 及び android の標準ブラウザ
13		スマートフォンの画面に対応したページを作成できること
14	アカウント	以下に相当するアカウントが用意できること

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者</li> <li>・学校管理者</li> <li>・承認者</li> <li>・作成者</li> </ul>
15		学校管理者は、承認者及び作成者の追加・削除等の学校内アカウントの管理ができること
16		個々のアカウントに対して、学校管理者、承認者、作成者の権限を組み合わせて設定できること
17		カテゴリごとに、そのカテゴリに属するサイトの編集・記事の作成を行う作成者及び承認者を任意に設定することができること
18		ログイン履歴を取得できること
19	承認	承認者権限を与えられたユーザーのみが承認を行えること
20		承認依頼中、承認待ちの状況が明示されること
21	公開設定	発信文書は時間を指定して公開できること
22		発信文書は時間を指定して公開終了できること
23		サイトの入り口にパスワードが設定できること
24		カテゴリごとにパスワードが設定できること
25	運用	カテゴリの構成が簡単に把握できること
26		オリジナルのテンプレートを作成できること
27		他者が作成したテンプレートを取り込むことができること
28	編集	各学校独自のトップページを HTML の知識なしに自由にレイアウトできること
29		トップページにカレンダーを表示できること
30		トップページにスライドショーを表示できること
31		文章と画像で日々のニュースを更新できること
32		複数のニュース画像を 1 ページにまとめられること
33		HTML の知識なしにフリーレイアウトでサイトが更新できること
34		ページの追加、削除、変更に合わせてパンくずリストが自動更新されること
35		複数の画像ファイルのアップロードを一つの作業で簡単にできること

36		iframe の差し込みに対応していること
37		動画、音声、PDF ファイルの添付ができること
38		画像の自動リサイズを行えること
39		画像に代替テキストが入れられること
40		画像の部分ぼかし、全体ぼかしを行えること
41		画像の切り抜きができること
42		1つのページを複数人でリアルタイムに共同編集できること
43		操作履歴が残っているものに対しては、やり直すことができること
44		フォーム機能を実装していること
45		編集中にプレビュー表示できること
46	アクセス解析	アクセス解析用 Google Analytics トラッキング ID を簡単に埋め込むことができること
47		累計と本日のアクセスカウンターを表示できること
48		日々のアクセス数を CSV で出力できること
49		評価結果を集計できること
50	ウェブアクセシビリティ	日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 のウェブアクセシビリティ適合レベル AA の基準を満たすホームページを作成できること
51	サポート	バージョンアップを受けられること

## 4. 運用保守要件

新 CMS の安定的な稼働を実現するため、利用者向け操作説明会の開催やメール又は電話等にて学校教職員等からの問い合わせに対応するなど、必要な運用保守及び支援を行うこと。

次の費用は含めるものとする。

### (1) 利用者向け操作説明会

学校教職員等が新 CMS への移行及びその後のホームページ運用を円滑に行えるよう、運用開始前に利用者向け操作説明会を実施すること。詳細は、受託者決定後に協議の上、決定することとするが、内容は以下を含めるものとする。なお、利用者向け操作

説明会は、質疑応答を含めて最大120分以内とし、説明会の会場及び説明会で用いるプロジェクターやパソコン等は本市が用意するものとする。

＜利用者向け操作説明会 内容＞

- ・新CMSの基本的な操作方法
- ・データ移行の方法
- ・初期サイト構築後のサイトや記事等の更新方法

## (2) 操作マニュアル

新CMSを使用するための、基本的な操作方法等を確認できる「操作マニュアル」を管理画面上からダウンロードして閲覧できること。また、利用者向け操作研修会で必要となるマニュアル・資料等は、受託者が本市の指示に基づき必要分用意すること。

## (3) システム保守

新CMSのシステムアップデートを受けられるなど、常に最新のバージョンを利用できるようにすること。

## (4) 運用サポート

新CMSに障害が生じた場合、受託者にて復旧を行うこと。また、新CMSに関する学校教職員等からの問合せに、メール及び電話にて対応可能であること。対応時間は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、メーカー及び受託者の定める休業日、12月29日から翌年の1月3日までの年末年始を除く日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

## (5) 学校統合対応

本市では令和7年度に学校統合を予定している。学校統合後、本市が指定した期日まで（最大でも半年以内を想定している。）、統合された学校のホームページアドレスにアクセスした場合、統合後の学校のホームページアドレスに転送するよう設定するなど、本市の求めに応じて対応すること。

※旧学校のホームページを上記の想定期間を超えて残すこととなった場合など、統合に伴う対応で追加の費用が生じると見込まれる場合、別途受託者と本市とで協議し決定することとする。

# 5. その他

## (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本事業に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 著作権

本事業の履行過程で本事業のため新たに生じた著作物に係る著作権は、本市および受託者の共有のものとする。ただし、パッケージングソフトウェア等既存の著作物に係る著作権は除く。

(3) 機密保持

受託者（再受託者、退職者等も含む）は、本事業において知り得た情報を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。本規定は、本事業の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(4) 調査等

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して事業の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。